

5 決算に対する議決

平成13年6月27日

平成10年度決算に対する議決

1 平成10年度決算は、これを是認する。

2 内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

(1) 内閣総理大臣の外国訪問に際して使用された内閣官房報償費について、内閣官房及び外務省における執行体制の不備によって、その一部が要人外国訪問支援室長の任にあった外務省職員により私的に流用され、当該職員が詐欺容疑で逮捕・起訴されるに至ったことは言語道断であり、国民の信頼を著しく損なう事態を招いたことは、極めて遺憾である。

政府は、執行体制の見直しを図るなど不祥事の再発防止に万全を期し、内閣官房報償費の適正かつ厳正な執行に努めるとともに、報償費の在り方について抜本的な見直しを検討すべきである。

(2) 日本体育・学校健康センターによるスポーツ振興基金助成金及び財団法人日本オリンピック委員会による民間スポーツ振興費等補助金の事業において、実施されていない事業への支出、同一事業に対する助成金と補助金の二重払いなどの不当支出が連年にわたり行われていたことが、平成10年度決算検査報告で指摘されたことは、遺憾である。

政府は、補助金等の経理の適正化を図るよう、両法人の審査体制に対し改善の指導を行い、この種事案の再発防止に万全を期すべきである。

(3) 財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団において、事業目的を逸脱した運営がなされ、同事業団の前理事長等が背任容疑で逮捕・起訴されるなど、同事業団に対する旧労働省の指導監督が十分徹底していなかったことは、遺憾である。

政府は、同事業団を始めとする公益法人に対して、検査体制の見直し、外部監査の導入等の措置を講じるなど、指導監督を徹底するとともに、今後の公益法人制度の抜本的改革の必要性が指摘されていることをも踏まえ、その適正な運営の確保に努めるべきである。